

メーター取替及び漏水修理等業務委託に係る

公募型プロポーザル

実施説明書

令和4年11月25日

三原市水道事業

目 次

1	目的等	1
2	業務概要	1
3	参加資格要件	1
4	提案限度額	2
5	長期継続契約	2
6	契約保証金	3
7	業務委託料の変更	3
8	業務委託料の支払	3
9	日程等の予定	4
10	質問書の提出及び回答方法等	4
11	参加申込書等の提出方法	4
12	参加資格審査結果の通知	5
13	業務提案書等の作成及び提出方法	5
14	評価項目等	6
15	企画提案審査	7
16	審査結果の通知及び公表	7
17	契約の締結等	7
18	失格要件	7
19	その他	8
20	問い合わせ先	8
	様式(様式第1号から様式第6号)	9

1 目的等

三原市水道事業では、「メーター取替及び漏水修理等業務委託」（以下「本業務」という。）において、民間事業者の持つ技術力や知識等の提案を求め総合的に判断し、受注者を決定し本業務を効率的かつ効果的に行うことを目的とします。

また、三原市水道事業は、令和5年4月1日から広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）による事業運営を開始しますが、本業務に関する全ての権利及び義務は同日を以って企業団へ承継されるため、根拠条例等についても、企業団条例が適用されることとなります。

2 業務概要

(1) 業務名

メーター取替及び漏水修理等業務

(2) 業務実施区域

三原市内全域

(3) 業務内容

別紙「メーター取替及び漏水修理等業務委託仕様書」による。

(4) 契約期間

業務委託契約締結日から令和8年3月31日までとする。

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約）

(5) 準備期間

業務委託契約締結日の翌営業日（発注者の翌営業日）から令和5年3月31日までを業務開始に向けた準備期間とし、準備期間中に要する費用は全て受注者の負担とします。

(6) 履行期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とする。

3 参加資格要件

本業務のプロポーザルの参加資格は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 事業者の形態が単体企業、共同企業体、協同組合のいずれかであること。

(2) 三原市の令和3・4年度建設工事競争入札参加資格者名簿の「水道施設工事」及び物品調達等登録業者名簿のうち、「品目」欄の「水道メーターの維持管理」に登録されている者であること。

(3) 三原市内に本店を有する者であること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定する者に該当しない者であること。

(5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続きの申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17

条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続きの申立てがなされた者(会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続の開始をした者又は再生計画の認可決定を受けた者を除く。)でないこと。

- (6) 暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者又はこれらの統制下にある者でないこと。
- (7) 参加申込書の提出の日から契約締結までの間において、建設業者等指名除外要綱(平成17年三原市要綱第204号)の規定に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (8) 三原市水道事業給水条例(平成17年三原市条例第255号)で規定する水道料金、加入金及び手数料及び本市の市税並びに国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納者でない者(法人及びその代表者)であること。
- (9) 共同企業体又は協同組合で参加する場合は、次の条件を全て満たすこと。
 - (ア) 共同企業体の場合は、各構成員の出資比率は代表者の出資比率を最大とすること。
 - (イ) 全ての構成員は、上記(3)から(8)までの条件を満たす者であること。
 - (ウ) 構成員は、本業務について当該受注者が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。
 - (エ) 構成員は、他の共同企業体及び他の協同組合の構成員として、本プロポーザルに参加できないものとする。

4 提案限度額

提案限度額(3年間の合計額。消費税及び地方消費税を除く。)は、275,952,658円とし、メーター取替業務72,582,658円、漏水修理等業務203,370,000円とする。

なお、提案見積書に記載する提案価格が、この提案限度額を超えた場合は無効とします。

5 長期継続契約

- (1) 本件契約は、三原市水道部長期継続契約を締結することができる契約に関する規程(平成22年水道事業管理規程第2号)による契約であり、発注者の予算に関し議決権を有する議会等において、本件契約に係る令和5年度予算が成立したときをもって効力が生じるものとします。また、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、本件契約に係る予算が減額又は削除された場合は、契約を変更又は解除することとなります。

なお、契約の解除によって生じた本件契約の受注者の損害について、発注者はその賠償の責めを負わないものとします。

(2) 発注者における令和5年度以降の予算（本業務委託契約に係る予算を含む。）は、企業団議会において審議されることとなります。

6 契約保証金

受注者は、この契約の締結と同時に次に掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生じる損害を填補する履行保証保険契約の締結

なお、保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

7 業務委託料の変更

業務委託料の変更は、受注者から毎月提出された業務実施報告書に基づき当該年度末に発注者が業務委託料を算出し受注者と協議して定める。

8 業務委託料の支払

業務委託料の支払いは、月払いとし、毎月の支払額は次のとおりとする。

(1) 毎年4月から翌年2月の月払い額

月払い額 \leq 業務委託料 \times （1 \div 36） \times （95 \div 100）の式で算出した額とする。

(2) 毎年3月の月払い額

月払い額 \leq （4月から3月の業務実施報告書に基づき発注者が算出した額） $-$ （当該年度の既支払額）の式で算出した額とする。

9 日程等の予定

内容	日時
公告	令和4年11月25日（金）
質問書の提出期限	令和4年12月2日（金）午後5時まで
質問書に対する回答期限	令和4年12月8日（木）
参加申込書等の提出期限	令和4年12月12日（月）午後5時まで
参加資格審査結果の通知	令和4年12月15日（木）
業務提案書等の提出期限	令和4年12月26日（月）午後5時まで
企画提案審査（プレゼンテーション）	令和5年1月10日（火）
審査結果の通知	令和5年1月16日（月）
契約の締結	令和5年1月下旬
履行期間開始	令和5年4月1日（土）

なお、日程は公告日現在の予定であり、やむを得ず変更する場合があります。

10 質問書の提出及び回答方法等

(1) 質問内容

本実施説明書に記載する業務提案書等作成、提出に必要な事項に限るものとし
審査に係る質問は受け付けません。

(2) 質問の提出方法等

(ア) 提出書類

質問書（別紙「様式第5号」）によるものとします。

(イ) 提出期限

令和4年12月2日（金）午後5時まで

(ウ) 提出方法

持参又はFAX（いずれの方法も提出期限必着とします。）

持参による場合の受付時間は、営業日の午前9時から午後5時までとします。

また、FAXで提出する場合は、発送・発信の旨を速やかに電話で連絡してください。

(エ) 提出先

〒723-0065 広島県三原市西野五丁目14番1号

三原市水道部工務配水課維持給水係

FAX 0848-64-2135 電話 0848-64-2167

(3) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、令和4年12月8日（木）までに、三原市水道部ホームページ（<https://www.mihara-waterworks.jp>）に掲載します。

11 参加申込書等の提出方法

(1) 提出書類

(ア) 参加申込書（別紙「様式第1号」）

(イ) 会社概要書（別紙「様式第2号」）

(ウ) 業務委託共同企業体協定書（別紙「様式第3号」）

(エ) 委任状（別紙「様式第4号」）

※(ウ)と(エ)は共同企業体で参加希望する場合に必要です。

(オ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（参加申込書提出日以前の3か月以内に証明されたもの。写し可）

(カ) 三原市税の納税証明書（参加申込書提出日以前の3か月以内に証明されたもの。写し可。三原市に納税義務がない場合は不要。）

(2) 提出期限

令和4年12月12日（月）午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送（いずれの方法も提出期限必着とします。）

郵送による場合は簡易書留郵便等により記録が残るようにすること。また、持参による場合の受付時間は、営業日の午前9時から午後5時までとします。

(4) 提出先

〒723-0065 広島県三原市西野五丁目14番1号

三原市水道部工務配水課維持給水係

12 参加資格審査結果の通知

提出された参加申込書及び添付書類により参加資格審査した結果を、令和4年12月15日（木）に、参加資格を有する者と有しない者それぞれに文書にて通知します。

通知文は当日発送しますが、郵便事情により到着に多少のずれが生じる場合がありますので、ご了承ください。

13 業務提案書等の作成及び提出方法

(1) 業務提案書の提出部数及び様式等

(ア) 提出部数は8部（正本1部、副本7部、いずれも紙媒体で提出すること。）

(イ) 業務提案書は、本実施説明書の「14 評価項目等」に定める評価項目の順にすべてを作成し表紙・目次・本編で構成すること。可能な限りわかりやすく平易な表現を用いること。なお、白黒又はカラーいずれでも可とする。

(ウ) 業務提案書は任意様式（A4版、両面印刷、枚数不問）とし、図及び表などはA3版折込み可とする。

(エ) 表紙は、「メーター取替及び漏水修理等業務委託プロポーザル業務提案書」と記述し、正本のみ代表者印の押印をすること。

(2) 提案見積書

提案見積書は、本業務全体（3年間）に要する費用を積算し、様式第6号に消費税及び地方消費税額抜きで記入してください。

業務提案書とは別の封筒に封印の上、1部提出してください。

(3) 提出方法等

(ア) 提出期限

令和4年12月26日(月)午後5時まで

(イ) 提出方法

持参又は郵送(いずれの方法も提出期限必着とします。)

郵送による場合は簡易書留郵便等により記録が残るようにすること。また、持参による場合の受付時間は、営業日の午前9時から午後5時までとします。

(ウ) 提出先

〒723-0065 広島県三原市西野五丁目14番1号
三原市水道部工務配水課維持給水係

14 評価項目等

(1) 評価項目等については、次表に掲げるとおりとする。

No.	評価項目	評価基準	配点
1	会社概要及び財務状況	会社の規模、財務・経営状況を確認し、安定して業務を遂行できる経営基盤を有しているか。	5点
2	施工実績	メーター取替並びに配水管の布設替及び給水管の修理の豊富な経験を有しているか。	5点
3	業務遂行体制	1 責任をもって本業務を遂行できる能力と人員の配置が行われており、スムーズに業務を遂行できるか。 2 指揮命令系統、管理・責任体制が明確になっているか。 3 急な欠員が生じた場合に、即座に適切な対応ができる体制になっているか。	20点
4	メーター関連業務	1 メーター関連業務におけるお客さまとのトラブル防止について、どのように考えているか。 2 大口径メーター等の取替業務について、どのように対応するのか。 3 当該業務の改善又は効率化に対し、どのような優れた提案があるのか。 4 給水装置工事主任技術者の配置をどう考えているのか。	20点
	漏水調査及び修理業務	1 漏水調査及び修理業務にどのような人材を配置するのか。 2 24時間1年体制は、どのような体制で行うのか。 3 複数箇所での対応をどのようにするのか。 4 当該業務の改善又は効率化に対し、どのような優れた提案があるのか。	
5	連絡体制及び応援体制	1 社内や関連企業などの連携応援体制について、どう考えているか。 2 緊急時の連絡体制について、どのように考えているか。 3 大規模な断水事故等が発生した場合、三原市水道事業に対する支援及び協力をどのように考えているか。	20点
6	アピールポイントなど独自の提案	本業務の実施に関し、有資格者の配置が充実していることや改善点、効率化及びお客さまサービスの向上に関しての提案がある場合に評価します。	10点
7	提案見積書	提案見積価格の配点=最低提案見積価格/当該参加事業者の提案見積価格×配点数	20点
合計点			100点

(2) 業務提案書に記載する項目は、上記(1)の項目全てををれなく記載してください。

評価は主に業務に対する理解度、意欲、技術力、業務提案内容の的確性、人員配置の充実度、独自性、提案見積書の経済性等を基準として評価します。また、提案内容全体として、いかに本業務に対し優れた提案がなされているかなどの点も考慮します。

15 企画提案審査（プレゼンテーション）

メーター取替及び漏水修理等業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、プロポーザルにより優先交渉権者を選定します。

- (1) 参加事業者の企画提案審査（プレゼンテーション）は、令和5年1月10日（火）に実施する予定としています。詳細な日程等は別途通知します。
- (2) 原則として、プレゼンテーションの順番は、業務提案書等の提出順とします。
- (3) プレゼンテーションにパソコン等の機器を使用する際は、参加事業者において準備してください。また、準備はプレゼンテーション開始前の10分以内に行ってください。
- (4) プレゼンテーション会場への入場は、4名以内としてください。
- (5) 各参加事業者のプレゼンテーションの持ち時間は、30分以内とし概要説明を20分程度、質疑応答10分程度とします。
- (6) プレゼンテーションの際、追加資料の提出は認めないこととします。
- (7) プレゼンテーションは原則非公開とします。
- (8) プレゼンテーションへの参加事業者が1社のみの場合でも、審査及び評価は実施します。

16 審査結果の通知及び公表

- (1) 委員会の決定を受けて参加事業者に対し審査結果を令和5年1月16日（月）に通知する予定としています。
- (2) 審査結果通知を受けた参加事業者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、当該参加事業者の審査結果について書面（様式自由）により説明を求めることができます。
- (3) 審査結果は、三原市水道部ホームページ (<https://www.mihara-waterworks.jp>) で公表します。公表内容は、優先交渉権者名、全ての参加事業者の点数（優先交渉権者以外はA社、B社・・・と表示）とします。

17 契約の締結等

優先交渉権者と、令和5年1月下旬を目途に三原市水道事業契約規程（平成17年3月22日水道事業管理規程第6号）に基づき随意契約により業務委託契約を締結します。

ただし、優先交渉権者が、契約を辞退したとき又は、特別な理由により契約が締結できない場合は、「15 企画提案審査（プレゼンテーション）」で順位付けした参加事業者の上位から順に契約交渉を行うものとする。

18 失格要件

参加事業者が、業務委託契約を締結するまでの間に、次に掲げる事由に該当した場合は、参加資格及び優先交渉権者の決定を取り消すこととします。

- (1) 「3 参加資格要件」に該当しなくなったとき。
- (2) 参加資格等に瑕疵が認められたとき。

- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 提出書類が提出期限までに提出されないとき。
- (5) その他不正あるいは公平性を欠く行為があったとき。

19 その他

- (1) プロポーザル参加及び業務開始準備期間中に要する費用は、全て参加事業者及び受注者の負担とする。
- (2) 提出された参加申込書及び業務提案書等は、提出期限までに改変できるものとします。
- (3) 書面による申し出により、何時でも参加を辞退することができます。
- (4) 提出された参加申込書及び業務提案書等は返却いたしません。また、提出書類の著作権は、参加事業者に帰属します。ただし、発注者は、本プロポーザル手続き及びこれに関する事務処理に必要な範囲において、複製、記録及び保存等を行う場合がありますので、ご了承ください。
- (5) 提出書類、その他の確認のため追加資料の提出を求めることがあります。
- (6) 提出書類については、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 18 条第 3 項第 3 号の意思表示がない場合、三原市情報公開条例（平成 17 年条例第 12 号）の規定に基づき公開します。
- (7) 三原市水道部が定める採点基準に満たない場合は失格となります。
- (8) 参加希望者が 1 者のみの場合においても、企画提案審査（プレゼンテーション）を行い、三原市水道部の設定する基準点以上の場合には優先交渉権者とします。
- (9) 本実施説明書に定めのない事項並びに疑義が生じた場合は、協議により定めま

20 問い合わせ先

三原市水道部工務配水課維持給水係

住 所：〒723-0065 広島県三原市西野五丁目 14 番 1 号

電 話：0848-64-2167 F A X：0848-64-2135

(様式第1号：参加申込書)

年 月 日

三原市水道事業

三原市長 岡田 吉弘 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

⑩

参 加 申 込 書

「メーター取替及び漏水修理等業務委託に係る公募型プロポーザル」に参加したいので、参加申込書を提出します。

なお、本書に添付する書類の内容は、事実と相違ないことを誓約します。

【連絡先】

担 当 者 所 属	
(フリガナ)	
担当者職・氏名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	

(様式第2号：会社概要書)

会 社 概 要 書

1 会社概要

設立年月日	年 月 日		
資 本 金	千円	自己資本金	千円
従 業 員 数	正社員 (人)	臨時・嘱託・パート (人)	

三原市内の拠点となる本店，支店又は営業所

所 在 地	〒
商号又は名称	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
支店・営業所数	支 店 () 営 業 所 ()

2 業務内容

--

※会社概要書に添えて，履歴事項全部証明書，平成31年度から令和3年度の3か
年分の貸借対照表，損益計算書及び定款を提出すること。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務にあたるものとする。

2 運営委員会に委員長を置き、当企業体の代表者をもってこれにあてるものとする。

3 運営委員会のもとに、事務局を置く。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、本業務の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、本業務の各事業年度における業務が完了の都度、決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(履行期間途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が本業務を履行完了する日まで脱退することができない。

(履行期間途中における構成員の破産又は解散における処置)

第17条 構成員のうちいずれかが本業務の履行期間途中において、破産又は解散した場合においては、残存構成員が当該構成員の負担業務を完成させるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____と_____は、上記のとおり_____業務委託共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書_____通を作成し、各通に構成員が記入押印し、各自1通所有するものとし、正本1通は発注者である三原市水道事業に提出するものとする。

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者

印

所在地

商号又は名称

代表者

印

業務委託共同企業体協定書第8条に基づく協定書

三原市水道事業発注に係る次の業務については、_____業務委託共同企業体第8条の規定より、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。

ただし、本業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

1. 業務の名称

2. 出資の割合

〇〇会社 %

〇〇会社 %

_____と_____は、上記のとおり出資割合を定めたので、その証拠として協定書_____通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自1通を保有するものとし、正本1通は、発注者である三原市水道事業に提出するものとする。

令和 年 月 日

(代表者) 所在地
商号又は名称
代表者 印

(構成員) 所在地
商号又は名称
代表者 印

(様式第4号：委任状) 共同企業体の際には必要です。

委 任 状

令和 年 月 日

三原市水道事業 三原市長 岡田 吉弘 様

共同企業体の名称

構成員 所在地
商号又は名称
代表者 印

構成員 所在地
商号又は名称
代表者 印

私たちは、次の共同企業体代表者を代理人と定め、三原市水道事業の発注にかかる、メーター取替及び漏水修理等業務委託の公募型プロポーザルに関し、次の権限を委任します。

受任者（共同企業体代表者）

所在地
商号又は名称
代表者 印

委 任 事 項

1. 公募型プロポーザルに関する事。
2. 契約に関する事。
3. 支払金の請求及び受領に関する事。
4. 復代理人の選任に関する事。

受任者印鑑



受任者使用印鑑



(様式第5号：質問書)

年 月 日

三原市水道事業

三原市長 岡田 吉弘 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

質 問 書

「メーター取替及び漏水修理等業務委託公募型プロポーザル」について、次のとおり質問します。

質 問 内 容

(様式第6号：提案見積書)

提案見積書

見積金額（税抜）

		百万	千	円
メーター取替業務	¥			
漏水修理等業務	¥			
合計	¥			

※3年間に要する費用を消費税及び地方消費税抜きで記入してください。

業務名 メーター取替及び漏水修理等業務委託

業務実施区域 三原市内全域

三原市水道事業契約規程・三原市水道事業会計規程及び実施説明書等を熟知のうえ、見積もりします。

年 月 日

三原市水道事業 三原市長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名



※ 業務提案書とは別の封筒に、封印の上、1部提出してください。